

令和8年度第1回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和8年4月10日(金)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階 中会議室

3. 開会 令和8年4月10日 午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	中嶋 英徳	3番	上野 美登	4番	菊本 耕二
5番	吉田 一明	6番	池上 一也	7番	宮本 静子
8番	坂本 敦子				

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	
長洲・清里区域	土山 道直	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

2番	石井 裕	9番	坂井 隆浩	10番	上田 正三
----	------	----	-------	-----	-------

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

藤井 豊

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局	局長	長谷川 元
農業委員会事務局	局長補佐	鈴木 康博
農業委員会事務局	書記	浦田 慶広

10. 提出議案

- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
 - ・ 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - ・ 議案第2号 荒廃農地の非農地判断について
 - ・ 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
 - ・ 議案第4号 令和8年度最適化活動の目標設定（案）について
- その他

(長谷川事務局長)

起立・・・礼 おはようございます・・・着席。

それでは、ただ今から令和8年度第1回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。まず、中嶋会長からご挨拶をお願いいたします。

(中嶋会長)

皆さん、改めましておはようございます。4月に入って随分暖かくなっております。もう春かなあと思っておりますと、夜は風が吹いて寒くなります。朝から畑に行きますと、麦が伸びたなあと思いながら作回りをした所でした。強い風が吹いて雨が降ると麦は大丈夫かなあと心配しながら朝を迎えて急いで見に行きます。毎月言いますけれども、身体には充分注意して、季節の変わり目という所でもございますので、風邪も流行っておりますし、鼻炎とかいうのもありますので、身体には充分注意していただきたいと思います。それでは、始めたいと思いますので、本日もよろしくをお願いいたします。

(長谷川事務局長)

ありがとうございました。本日の欠席委員をご報告いたします。本日は、2番 石井委員、9番 坂井委員、10番上田委員より欠席の届けの連絡がっております。

本日の出席委員は10名中7名でありまして、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長をお願いいたします。

(中嶋会長)

これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 荒廃農地の非農地判断について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

議案第4号 令和8年度最適化活動の目標設定(案)について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 3番 上野委員 4番 菊本委員をお願いいたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。1ページです。「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号1番から4番になります。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約というふうになっております。以上で、報告第1号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ報告第1号を終わります。

(中嶋会長)

議事に入ります。2ページから7ページです。「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の4ページから5ページ、議案第1号 受付番号1番となります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1ページから2ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。申請人は、熊本市在住でいらっしゃいますが、息子さんが実家に居住しており月の3分の1は長洲町に帰省しております。今回、購入する農地はもともと実弟の所有であるが、管理等が困難であるため、農作業経験を活かし管理するものです。申請人は、農作業経験もあり月の3分の1は長洲町(息子宅)に帰省しており農作業を行うことが可能とのことです。

全部効率利用要件につきましては、申請人は約16年の農作業経験があつて、息子とともに野菜や柑橘類栽培を計画しており、今後もすべての農地を利用するとのことです。

機械の所有状況でございますが、耕うん機1台を所有しておられます。通作距離につきましては、帰省先(息子宅)から約850m程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、野菜及び柑橘類栽培を計画しており、周辺農地及び住宅に影響を及ぼさないよう注意し、農薬についても地域の防除基準に従うと共に、地域の農業の維持発展に関する話し合いや活動に参加し、地域の取り決めに遵守協力するというところでございます。以上で説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の7番 宮本委員お願いいたします。

(宮本委員)

7番 宮本です。場所はですね、高速船道路を荒尾の建山の方に向かって鉄橋を登り切った手前に鉄工所が右側にありますが、その道をずっと入っていったところになるんですけども、兄弟で名義変更をされるみたいですし、後は農地として使われるみたいですので、何ら問題ないかと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

(中嶋会長)

続きまして、推進委員の濱崎推進委員にご意見を伺いたいと思います。

(濱崎推進委員)

推進委員の濱崎です。農地として使われるみたいです。問題ないと思われま。よろしく
お願いします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。何かこの件につきまして、質問等はございませんでしょうか。

ありません の声あり

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第1号 受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第1号 受付番号1番は原案のとおり
決定し許可書を交付いたしたいと思います。

(中嶋会長)

次に進みます。議案書6ページから7ページです。受付番号2番を議題といたします。事
務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案書の6ページから7ページ、受付番号2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3ページから5ページを併
せてご覧ください。申請理由につきましては、耕作目的の売買による所有権移転となっております。申請人の方は、福岡市在住ということですが、月の3分の2程は長洲町にある義理
のお父さん宅に帰省されておられます。今回、購入される農地はもともと義父が賃貸借権を
締結していた農地ということで、申請人は、これまで義父の方と農作業を約3年間共同で行
っており、月の3分の2ほどは長洲町(義父宅)に帰省し農作業を行うことが可能とのです。

全部効率利用要件につきましては、申請人は約3年の農作業経験があり、義母とともに水
稲栽培を計画しておられ、今後もすべての農地を利用するとのことです。

機械の所有状況でございますが、トラクター2台 コンバイン1台、田植機1台を義父が
所有されており、共同で利用するという事です。通作距離につきましては、義父宅から約
1km程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、水稻栽培を計画しておられ、周辺農地に影
響が及ぼすことはなく、農薬についても十分に注意し地域の防除基準に従うと共に、雑草な
どの管理にも注意を払い、地域の農業の維持発展に関する話し合いや活動に参加し、地域の
取り決めを遵守協力するという事でございます。以上、受付番号2番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりまして、石井委員がここで説明をするところでございますが、今日は欠席でございます。コメントをいただいておりますので、報告していきたいと思っております。当該農地は父が耕作をして管理をされておりますが、譲受人が福岡在住のため購入できるかが気になりますが、他には問題ないと考えております。

(中嶋会長)

ということで、補足説明を推進委員の平木推進委員にご意見を伺いたいと思っております。

(平木推進委員)

推進委員の平木です。石井さんと現地を見に行きまして、長谷川課長が説明された通りですが、やると言われたけれども、本当にできるのかと思っておりますが、3年前位に会社を辞められまして、一緒に作業をされていると聞いております。法的に購入できるのであれば、何ら問題ないかと思われま。以上です。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局と農業委員、推進委員より説明がありました。この件につきまして、質問はございませんでしょうか。

(長谷川事務局長)

はい、事務局からですが、今確認しているのが、農地法3条での購入条件というのが3つあるということで、所有してる農地を管理するということと、年間150日以上農作業に従事することと、地域農業との調和というものが満たされれば所有権移転というのが出来るというふうになっています。それが約束されるのかというのが今の段階で判断出来るかということですが、逆に農地を管理するということで名義を変えられるというのもあるのかなというのであればいいかと思っております。

(中嶋会長)

他にありませんか。なければ採決をいたします。議案第1号 受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第1号 受付番号2番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

議事に入ります。8ページです。「議案第2号 荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第2号荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものです。議案書の8ページです。同意者、所在、地番、地目、地積につきましては議案書に記載のとおりです。

対象となる農地は、令和7年度利用状況調査において再生困難と判断した農地であり、所

有者に地目変更に関する同意を得た農地となります。ご確認をお願い致します。以上、議案第2号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

(平木推進委員)

これは、地目を畑から山林や原野に変わったら どがんなつと。

(事務局)

管理は所有者がする事になります。農地でなくなると 農地法による規制がなくなり売買等活用がしやすくなります。

(中嶋会長)

他に質問はございませんでしょうか。

なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定し地目変更申請を行います。

(中嶋会長)

議事に入ります。9ページから12ページです。「議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)が定められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、意見を求められましたので、意見書を送付するものです。

今回の申請につきましては、10ページが農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の総括表となり、上段が今回の分、下段が本年2026年の期間ごとの総括になります。

11ページが今回の借り手の状況の一覧表で現在の耕作面積に今回の農用地利用集積等促進計画案面積を合わせまして今後の経営面積というふうになります。

詳細につきましては、12ページ 賃借権 4件11筆 10,467.00㎡となっております。以上、議案第3号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の農

業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第3号は異議ないものとして、意見書を送付します。

(中嶋会長)

つづきまして、13ページから16ページです。「議案第4号 令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(長谷川事務局長)

議案第4号 令和8年度最適化活動の目標の設定等については、令和4年農林水産省経営局長通知に基づき、毎年農業委員会が策定し公表及び県知事へ報告する必要がありますので、ご審議いただきたいと思っております。

まず、14ページは、農業委員会の状況について各種統計資料を用いて記載しております。15ページから、最適化活動の目標を記載しております。

まず(1)農地の集積①の現状及び課題ですが、耕地及び作付面積統計より農地面積(A)が現在656haとなっております。また、これまでの集積面積(B)は、担い手の農地利用集積状況調査により309.4haということで、集積率47.2%となっております。

次に②の目標集積率80%は、令和5年4月に農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき設定したものです。令和11年度末までに集積率80%(集積面積524ha)を目指し、現在の集積面積が309.4haですので、残り214.6haを目標年度までの5年間で按分して、令和7年度は53.9haの集積を目指すというものです。

続きまして、(2)遊休農地の解消①の現状及び課題ですが、令和6年度調査の結果、1号遊休農地(緑区分)が20.1haという結果となりました。②の目標は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づき、令和5年4月に令和3年度の8.4haの遊休農地を解消目標とし、毎年1.7haの解消を目指すものです。イの新規発生遊休農地の解消目標2.1haは、前年度(R7年度)に発生した遊休農地を解消目標面積としております。

続いて、16ページ(3)新規参入の促進①の現状及び課題は、R4年～6年度は0件でしたが令和7年度は1件の新規参入がっております。なお、②の新規参入における権利移動の目標面積につきましては、令和5年～7年の権利移動実績面積が平均41.95haとなっており、その1割4.2haを新規参入における権利移動の目標面積に設定しております。

続きまして、2.最適化活動の活動目標につきましては、令和7年度より強化を図り、委員・推進委員の皆さんの努力により、令和7年度の1人あたりの月平均活動日数は約8日まで活動日数が上昇しております。令和8年度の1人あたりの活動日数10日を目標設定としております。なお、6月から9月の期間を強化月間としております。

最後の(3)新規参入相談会への参加目標は、県・農林水産課と連携し新規参入の相談時に要望があれば相談会へ参加するとしているものです。以上、議案第4号の説明を終わります。

す。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定し、公表及び県知事へ報告をいたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 激甚災害後の工事の着工について
- 2 5/27～29日の研修会について
- 3 委員報酬の変更及び明細について
- 4 地域計画の改正の公表について
- 5 最適化活動実績報告及び振込内容について
- 6 令和8年度の委員改選の書類提出について
- 7 農地利用の耕作希望の方について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和8年度第1回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(長谷川事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前11時12分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印